

# 近未来技術等社会実装事業 に係る Q&A

平成 30 年 8 月 8 日時点

(想定問・目次)

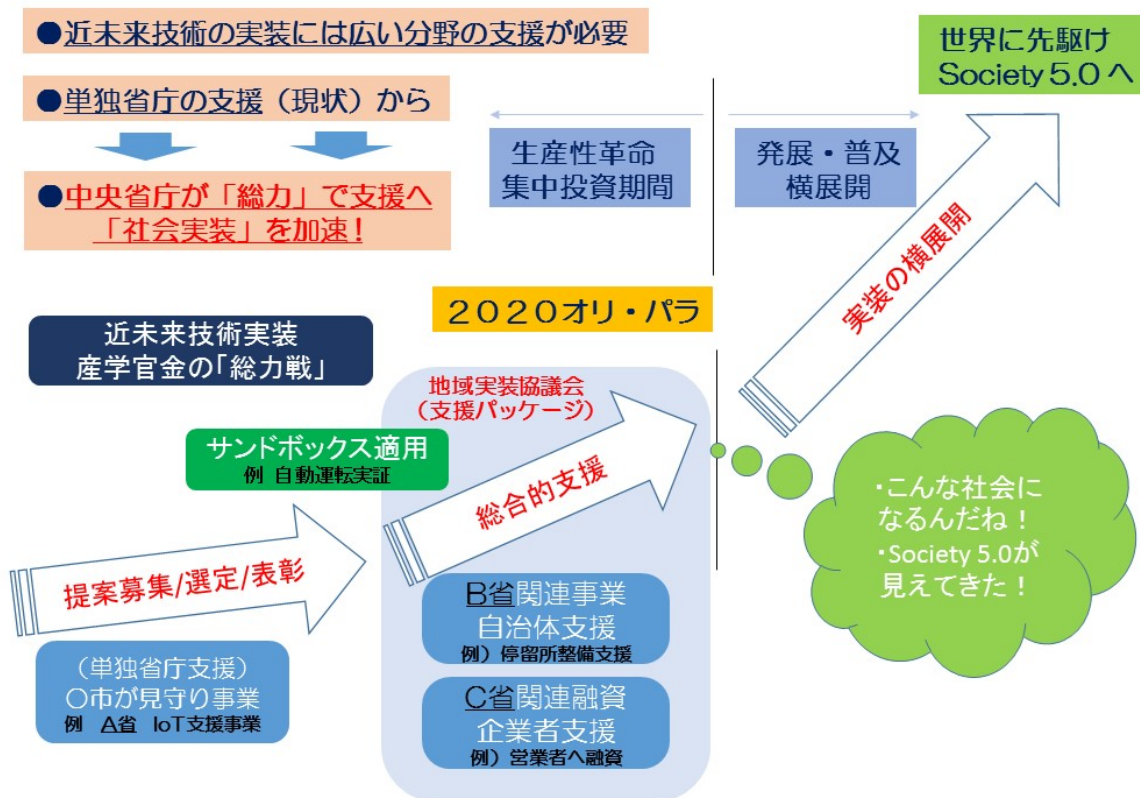
- 問1 近未来技術等社会実装事業とは何か。
- 問2 本格実装の定義は。
- 問3 今後の事業スケジュールは。
- 問4 本事業の事業期間はいつまでか。
- 問5 各省庁との調整状況は。
- 問6 選定事業に対する予算措置はあるのか。
- 問7 近未来技術等社会実装事業に関する新しい交付金や補助金の創設等は想定しているか。その際の上限額の想定等はあるか。
- 問8 選定されなかった場合、各府省庁の交付金や補助金への影響はあるのか。
- 問9 選定されなかった場合、次回以降も募集は可能か。
- 問10 「現地支援責任体制「地域実装協議会」」のねらい、取組内容は。
- 問11 「地域実装協議会」と霞が関の「関係省庁連絡会議」との関係は。
- 問12 「地域実装協議会」は、どの程度設置するのか。
- 問13 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。
- 問14 「地域実装協議会」での議論は情報公開されるのか。
- 問15 提案されたものは、どのようにして選定されるのか。
- 問16 選定過程等は情報公開されるのか。
- 問17 事業が1つのみの場合も提案可能か。(メイン事業のみでも可か)
- 問18 各地方公共団体の提案数に制限はあるのか。
- 問19 市区町村が提案する場合、都道府県を通じて提出する必要があるか。
- 問20 今まで取り組んでいない場合も提案可能か。(今後の見込みでも可か)

問1 近未来技術等社会実装事業とは何か。

(答)

本事業は、AI、自動運転（ITS/物流）、準天頂衛星（G空間/i-都市再生、i-Construction）、ビッグデータ、IoT（Smart City/遠隔医療）、ロボット（介護/災害）、ドローン（物流/災害）、FinTech等の近未来技術及びSIP等の研究開発成果等を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、優秀な提案について近未来技術実装関係省庁連絡会議及び地域毎又は提案毎に設ける近未来技術地域実装協議会において省庁横断的に支援を実施し、社会実装の推進を図るものである。

〈参考イメージ〉



問2 本格実装の定義は。

(答)

事業を実施している地方公共団体だけではなく、他地域への横展開が可能となる段階に達した状態を指す。

問3 今後の事業スケジュールは。

(答)

選定後は、関係省庁（出先機関を含む）、地方公共団体、民間事業者等で構成する近未来技術地域実装協議会を組織し、実装に向けた取組を支援していく。

また、第2回提案募集についても、準備が整い次第実施する予定である。

問4 本事業の事業期間はいつまでか。

(答)

現時点で事業の終了年度は決定していないが、対象事業については、2020年度までに実装（一部でも可）が見込まれ、その後に本格実装される（他地域への横展開が可能となる）事業であることとしている。

問5 各省庁との調整状況は。

(答)

本事業については、近未来技術実装関係省庁連絡会議（平成30年2月15日から開催）において事業の方針や今後の進め方等について調整を行っている。

今後も連絡会議等を通じ、各省庁との連携を図りながら、総合的かつ横断的な支援を行うこととしている。

問6 選定事業に対する予算措置はあるのか。

(答)

「まち・ひと・しごと基本方針 2018（平成30年6月15日閣議決定）」において、「地方創生推進交付金をはじめとする関係府省庁による支援」を行うこととなっており、地方創生推進交付金や各省庁の交付金や補助金でも支援していく予定である。

問7 近未来技術等社会実装事業に関する新しい交付金や補助金の創設等は想定しているか。

(答)

詳細については検討中であるが、選定事業の内容等を踏まえ、新たな交付金や補助金の創設について検討を行う予定である。

問8 選定されなかった場合、各府省庁の交付金や補助金申請等への影響はあるのか。

(答)

各府省庁の既存の交付金や補助金については、各採択基準により判断されるため、選定されなかったことにより、影響が出ることはない。

問9 選定されなかった場合、次回以降も募集は可能か。

(答)

可能である。

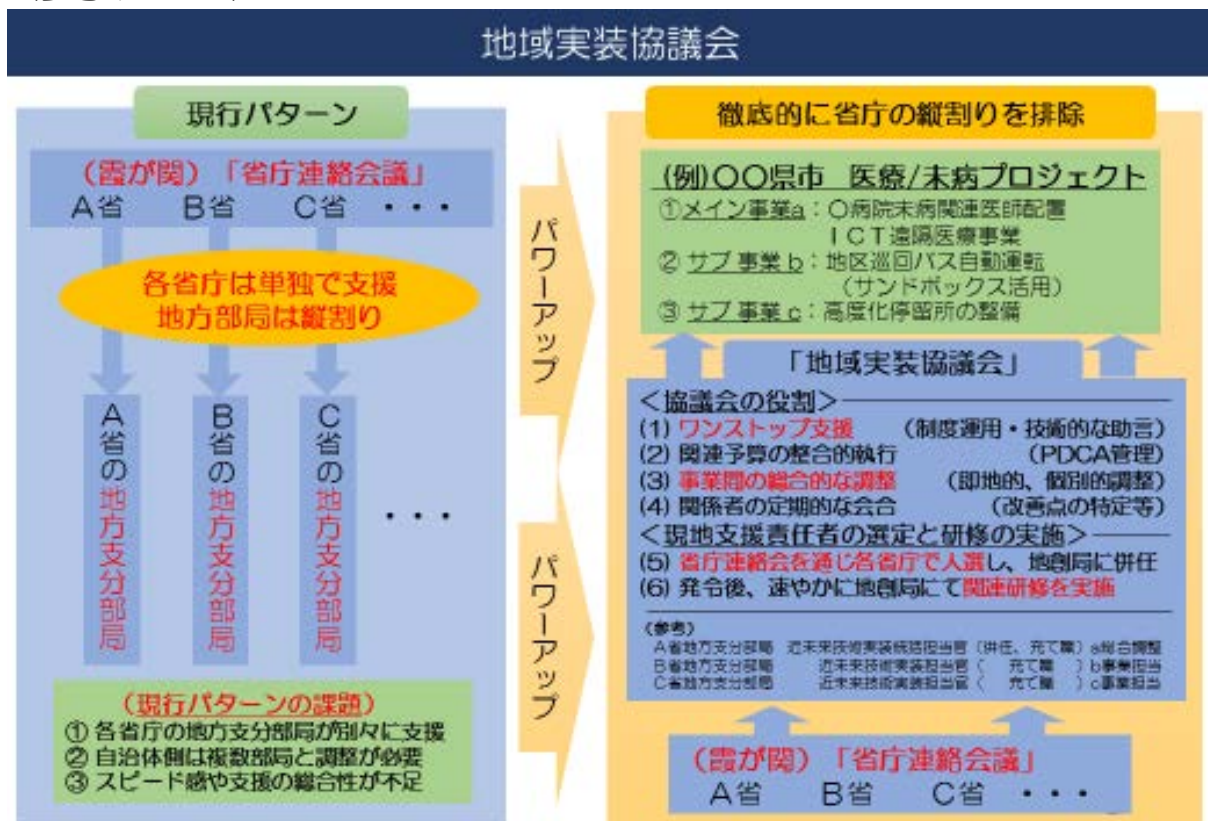
近未来技術を活用した地方創生の取組を推進するため、募集要領に沿って積極的に応募していただきたい。

問10 「現地支援責任体制「地域実装協議会」」のねらい、取組内容は。

(答)

地方支分部局等の担当官を当該事業の支援責任者として明確にし、省庁横断的な「地域実装協議会」を構築することで、各省庁にまたがる事業のワンストップ化等による手続きや調整の迅速化を図るとともに、協議会開催を通じて抽出された課題に対する議論や情報共有の場として、事業の推進を図ることを目的としている。

〈参考イメージ〉



問11 「地域実装協議会」と霞が関の「関係省庁連絡会議」との関係は。

(答)

「地域実装協議会」の構成員となる地方支分部局等の担当官から「関係省庁連絡会議」へ定期的に報告を行い、制度の課題を明確化し、連絡会議を通じて制度改正等、必要な改善へつなげる。

問12 「地域実装協議会」は、どの程度設置するのか。

(答)

選定事業単位又は地域単位での設置を考えている。

問13 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。

(答)

各協議会の事務局としては、提案した地方公共団体において担当することを基本と考えているが、地方支分部局等と共同で事務局を担うケースも考えられる。

問14 「地域実装協議会」での議論は情報公開されるのか。

(答)

各協議会の内容については、公開を基本とするが、特定の個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害する情報等の非公表資料の取扱いについては各協議会において判断されるものと考えている。

問15 提案されたものは、どのようにして選定されたのか。

(答)

「近未来技術等社会実装事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」を基に関係省庁連絡会議及び有識者会議における審査を経て選定を行った。また、必要に応じてヒアリングの実施している。

問16 選定過程等は情報公開されるのか。

(答)

関係省庁連絡会議及び有識者会議における審査等を経て選定を行った。有識者会議の議事概要については、HPでも公開している。

問17 事業が1つのみの場合も提案可能か。(メイン事業のみでも可か)

(答)

本事業については、複数の省庁の事務事業にまたがる事業を想定しており、複数の分野にまたがる事業かどうかを選定基準に含まれていることに留意されたい。(提案自体は可能である。)

問18 各地方公共団体の提案数に制限はあるか。

(答)

対象の事業が、2020年度までに実装(一部でも可)が見込まれ、その後に本格実装される(他地域への横展開が可能となる)事業であること及び複数の分野にまたがる事業かどうかを選定基準に含まれていることに留意されたい。(提案数に制限はない。)

問19 市区町村が提案する場合、都道府県を通じて提出する必要があるか。

(答)

単独の地方公共団体のみでの事業ではなく、関係する地方公共団体と連携しているかが選定基準に含まれていることに留意されたい。(都道府県を会する必要はない。)

問20 今まで取り組んでいない場合も提案可能か(今後の見込みでも可か)

(答)

事業の対象が、2020年度までに実装(一部でも可)が見込まれ、その後に本格実装される(他地域への横展開が可能となる)事業であること及びこれまでの事業内容が選定基準に含まれていること等に留意されたい。(提案自体は可能である。)